

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から45年3月まで

昭和43年ころは、祖母、両親、兄と私の5人家族で、祖母を除き4人が働いており、税金、年金などを滞納したことは無い。母親が家族の国民年金保険料を納付しており、私の保険料だけが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は夫の分を含め、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人の兄の国民年金手帳記号番号は、昭和43年1月29日に払い出されているが、納付記録を見ると、41年4月までさかのぼって納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人は5人家族であり、祖母を除いて4人が就労していたことから、申立人の保険料を納付する資力は十分あったと考えられる。

これらの事実を踏まえて判断すると、申立人の母親は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日（昭和45年6月20日）からみて時効となる昭和43年3月を除いて、保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年5月から47年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から47年6月まで
申立期間のうち、昭和45年度と46年度は、国民年金手帳に申請免除の記録があるのに、社会保険庁の記録では未加入期間とされている。両年度を含め、申立期間の国民年金保険料については申請免除されていると思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料が申請免除されていると申し立てているが、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であることから、制度上保険料の申請免除を行うことはできない。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳の昭和45年度及び46年度の国民年金印紙検認記録欄には保険料の免除を承認した旨の県知事名の押印があり、43年度及び44年度の国民年金手帳は無いが、43年4月は申請免除期間とされていることから、当初は、43年4月から47年3月までの期間について、申請免除とされていたものが、後に43年5月5日以降の期間については国民年金の強制加入期間でないことが判明したため、同日以降は未加入期間に訂正されたものと考えられる。

このように、後になって申立期間が強制加入期間でなかったことが判明したことを理由として、申立期間を保険料の免除期間と認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄を確認しても空欄となっており、同年7月以降は検認印が押されていることから、保険料を免除されていたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年5月から47年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年9月まで

国民年金に任意加入し、加入時から付加保険料を含め保険料を納付していたのに、資格喪失届を提出した直前の9か月が未納とされている。

しかし、資格喪失届を提出したのは、再就職先の会社から助言を受けたためであり、それまでは、毎月、A市役所B支所で、付加保険料を含め保険料を納付していたので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間である上、申立人は、長期間にわたり国民年金に任意加入し、申立期間を除き、付加保険料を含め保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、申立期間を含め継続して厚生年金保険に加入しており、申立期間当時の申立人世帯の経済状況に大きな変化は認められないことから、保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳には、昭和57年12月の欄に「㊟辞退」の記録があり、その後の期間が未納とされているが、申立人が所持する国民年金手帳及びA市の記録を確認しても、付加保険料の辞退に係る記録は無く、申立人の年金記録の管理に関し、行政側の不適切な処理があった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は、昭和22年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年3月から同年5月までは180円、同年6月から同年8月までは200円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年9月1日まで

平成9年に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B工場の資格取得日が昭和22年9月1日であるとの回答をもらった。

しかし、昭和55年4月23日付けのB社会保険事務所長からの「厚生年金被保険者期間について（回答）」では、資格取得年月日が22年3月1日となっているので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているB社会保険事務所長名の「厚生年金被保険者期間について（回答）」（昭和55年4月23日付け）によると、申立人のA社における「資格取得年月日」は、昭和22年3月1日と記載されており、当該記載は当時、B社会保険事務所が合理的な理由に基づく根拠をもって回答したものと推認できる。

また、申立人が所持している年金手帳（昭和61年8月14日付け再交付）によると、申立人の「初めて資格を取得した日」も、昭和22年3月1日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は、昭和22年3月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年9月の社会保険事務所の記録から、同年3月から同年5月までは180円、同年6月から同年8月までは200円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成8年8月31日、資格喪失日が9年10月11日とされ、当該期間のうち、8年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を平成8年8月31日とし、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月31日から同年9月1日まで
社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の空白期間とされている。申立期間当時、同じ系列のB社からA社に転出したが空白期間は無く、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録については、事業主からの訂正届により、平成8年8月31日から同年9月1日までの申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認められ、これに基づき申立人の被保険者資格の得喪等が記録されているが、当該記録訂正においては、保険者により申立人の申立期間に係る保険料が徴収されていたとは認められないとされており、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により申立期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとされている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、申立期間に係る年金記録の確認を求めているものであるが、申立人が所持する給与支給明細書、事業主が保管す

る賃金台帳及び平成8年8月30日付け社報により、申立人は、A社及びその系列会社に継続して勤務し（平成8年8月31日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったと回答していることから、事業主が平成8年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年6月26日から同年8月16日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年6月26日から同年8月16日まで
② 昭和36年8月22日から同年11月22日まで

私は、申立期間以前に勤務していた昭和28年9月22日から36年4月2日までの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した。

しかし、申立期間の脱退手当金は受給していないのに、社会保険庁の記録では、双方の期間の脱退手当金が一緒に支給されているとのことで、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の申立人の脱退手当金に係るオンライン記録の支給月数は「96」とされているのに対し、社会保険事務所が保管する、「厚生年金保険脱退手当金支給報告書(昭和37年1月10日報告)」の「被保険者であった期間計」欄の月数は、「94」と異なっているが、支給額は、両方の記録とも同一である上、申立期間①の2か月を除いた申立期間②及び申立期間①以前に勤務していたA社の期間のみを支給対象期間として計算した額となっていることが確認できる。

一方、申立期間②については、上記のとおり申立期間①を除き、申立期間②を含んだ支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の同年12月26日に支給決定されている上、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月21日から同年3月21日まで
昭和42年3月8日にA社B工場に入社し、途中、同社C工場(本社)に転勤したものの、平成17年*月*日に定年退職するまで、同社に継続して勤務していた。

社会保険庁の記録では、申立期間が未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業所からの回答、同僚の証言等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年2月21日にA社B工場から同社C工場(本社)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年3月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間の保険料を納付したか否かについては不明ながら、工場移転に際して手続上の誤りがあり、記録漏れが生じたものと考えられる。」と回答していることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年2月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 699

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から同年12月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間については、納付の事実が確認できないとの回答があった。

しかし、昭和36年9月に入社したA社で、見習い期間であった申立期間について、国民年金保険料を給与から天引きされていた記憶があるので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人が見習い期間であったと説明する申立期間について、「当時の資料が残されておらず、会社が申立人に代わって国民年金保険料の納付をしていた事実は不明である。」と回答している。

また、申立人と厚生年金保険被保険者資格取得日が同じ同僚2名に聴取しても、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、A社が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から39年9月まで
昭和42年4月ごろ、A市役所において国民年金の加入手続を行い、過去5年分の保険料1万5,000円を一括納付した。
しかし、社会保険事務所の記録では、納付したはずの昭和36年12月から39年9月までの期間が未納とされているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年1月14日に払い出されていることが確認できることから、この時点では、申立期間の36年12月から39年9月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿においても申立期間は未納とされている上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に聴取しても当時の保険料の納付金額、納付場所についての記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から58年3月ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和56年5月及び同年6月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から58年3月ごろまで

昭和55年3月に国民年金に加入し、以後、56年5月に厚生年金保険に加入後も引き続き国民年金保険料を妻が納付し、全部で2、3年納付したと思う。

また、昭和56年5月及び同年6月の国民年金保険料については還付済みとされているが、還付の案内があったのは、もっと長い期間についてであり、亡くなった妻が、近隣の市職員から、厚生年金保険と国民年金は両方もらえると聞いていたので、還付を受けなかった。

申立期間の国民年金保険料を納付し、昭和56年5月及び同年6月の保険料については還付を受けていないものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年5月29日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した後も、引き続き国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の記録では、同年5月及び同年6月の国民年金保険料の還付記録があり、後述するとおり、その処理内容に不合理な点はないことから、同年7月以降の申立期間の国民年金保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人の妻は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

一方、申立人は、昭和56年5月及び同年6月の国民年金保険料の還付を受けていないと主張しているが、申立人は同年5月29日から61年8月26日ま

で厚生年金保険に加入しており、当該期間については国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、申立人の特殊台帳には、還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間全体について保険料の還付の案内があったと主張しているが、上述のとおり、昭和 56 年 7 月以降の国民年金保険料については還付の理由が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 56 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年6月及び30年10月1日から31年1月までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和28年7月1日から30年9月30日までの期間に係る脱退手当金を受給していることから、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年6月から31年1月まで

私は、昭和28年6月から31年1月まで、A市B区のC社で正社員として働いていた。同社は着物や帯に織り込まれる金糸、銀糸の加工をしており、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、申立期間が加入記録無しとされていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和28年7月1日から30年9月30日までの期間については、D県E村に所在していたC社(A市B区のC社の前身)の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できた。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立人は、当該期間後の昭和38年12月27日に、当該期間に係る脱退手当金を受給していることが確認できる。

なお、当初、申立期間の被保険者記録が無いとされたのは、申立人が被保険者期間の照会に当たり、事業所の所在地をA市B区として申請したことによるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和28年7月1日から30年9月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められるものの、当該期間に係る脱退手当金を受給していることから、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

一方、申立期間のうち、昭和 28 年 6 月及び 30 年 10 月 1 日から 31 年 1 月までの期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと示す、給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い上、事業所は既に全喪し、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の取扱いについて確認できる関連資料や証言も無い。

このほか、申立人の当該期間における C 社での勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 28 年 6 月及び 30 年 10 月 1 日から 31 年 1 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 54 年 3 月まで

申立期間について、A社B工場に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間の一部においてA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B工場は、「当時の資料等が残されていないため、詳しい状況は不明である。」と回答している上、同社が加盟していたC健康保険組合は、「申立期間に係る申立人の加入記録が確認できないため、資格取得されていない可能性が高い。」と回答している。

また、当時の同僚に対し、申立人に係る勤務実態等を照会したものの、申立てに係る事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の氏名は確認することはできず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月から同年12月まで

申立期間について、A社に勤務していたことは間違いのないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は昭和56年3月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなり、元事業主や当時の経理担当者の連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における同社での勤務実態について確認できない。

また、当時の同僚に照会しても、申立てに係る事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月 6 日から 32 年 12 月 1 日まで
② 昭和 33 年 5 月 31 日から同年 9 月 22 日まで

私は、昭和 29 年 3 月 4 日から 34 年 6 月 29 日まで A 社に勤務していた。

しかし、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間①及び②の記録が空白となっている。この間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②においても、A社に継続して勤務していたと申し立てているところ、A社は、「当社は当時、B業務のみを社業としていたため、正社員以外にB期間（毎年秋から初夏まで）のみ雇用する季節雇用者が多数いた。申立人は、社員名簿に記録は無いが、昭和 32 年以降について保存している季節雇用者の名簿において、32 年 12 月 1 日から 33 年 5 月 30 日までの期間及び同年 9 月 22 日から 34 年 6 月 28 日までの期間は在籍していたことが確認できる。」と回答している。

また、申立期間において継続して勤務していた複数の正社員に照会したものの、申立人を知っている者はいなかった上、申立人と同様に同社において被保険者期間に空白がある複数の同僚は、いずれも「私は季節雇用者であった。夏の間は農業に従事していた。詳細な時期は覚えていないが、申立人も季節雇用者であった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含めて大半の者が、秋に厚生年金保険被保険者資格を取得し、翌年の初夏に資格を喪失していることが確認できる上、申立期間①及び②において健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 15 日から 30 年 9 月 10 日まで
② 平成 3 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 4 月 15 日から 32 年 2 月 11 日まで A 社に、また、平成 3 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで B 社に、それぞれ勤務しており厚生年金保険に加入していた。しかし、社会保険庁の記録では、A 社においては昭和 30 年 9 月 10 日から、また、B 社においては平成 3 年 7 月 1 日から厚生年金保険に加入したこととなっている。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①において被保険者記録が確認できる同僚は 6 人であるが、いずれも死亡又は所在不明により証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所は、昭和 40 年 9 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することはできなかった。

申立期間②について、B 社の元事業主は、「申立人が入社したのは、申立てどおり平成 3 年 5 月 1 日からかもしれないが、申立人に係る労働者名簿の履歴欄には、『平成 3 年 7 月 1 日付正社員』という当時の部長によるメモが残されており、申立期間は試用期間として厚生年金保険に加入させない扱いをしていたものとみられる。」と証言している。

また、申立人と同様に、B 社において平成 3 年 5 月の C の開業時に駐車場の整理要員として採用されたと考えられる同僚についても、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日の平成 3 年 7 月 1 日であることが確認できることから、

同社では、採用後は一定期間の試用期間を設け、その間は厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いであったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間②において国民年金に加入しており、当該加入期間について、法定免除期間とされていることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②における保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月から26年12月まで

A市B区にあったC社に兄と共に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、兄のみに厚生年金保険の被保険者記録があり、私には無い。申立期間に当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社において厚生年金保険の被保険者記録がある申立人の兄の証言及び申立人が当時の勤務状況を具体的に供述していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人は、「D市にある事業所を退職後、C社に入社するまでの半年から1年ぐらいの間、Eの構造等の知識を得るための教育施設に通っていた。」と回答しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人がD市の事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのは、昭和23年12月21日であることが確認できることから、24年3月にC社に入社したとする申立人の主張と相違する。

また、C社における複数の同僚は、いずれも「私が覚えているのは、年齢が16、17歳の年少者ではなく、20歳を超えた者であった。兄弟二人と一緒に勤務していた記憶は無い。」と回答しており、これらの者が記憶しているのは、申立人の兄のことであると考えられ、申立人が当該事業所に勤務していたことについての証言を得ることができず、申立人の勤務時期を特定することができなかった。

さらに、C社は、昭和28年4月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくっており、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険

料の控除の状況を確認することができない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。